

3. 補助率

1) 農業農村整備事業の補助率一覧表（調査等事業は除く）

主管課	主要事業種目		補助率(%)					地元負担(離島)	備考
			国	県			本島(離島)		
				補助率の根拠					
農地農村整備課	国営かんがい排水事業	ダム	95	沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例	R5.3.31改正	5.0	0.0		
		その他	90			(5.0)	(0.0)		
	水利施設整備事業	基幹水利施設整備型 水利区域内農地集積促進型 簡易整備型	80	土地改良法、県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H26.10.21改正	7.0	3.0		
						(8.0)	(2.0)		
						(11.0)	9.0		
	水利区域内農地集積促進整備事業	80				11.0	(4.5)		
						(15.5)	(4.5)		
	基幹水利施設管理事業	県営	治水協定地上ダム	1/3	基幹水利施設管理事業補助金交付要綱	R6.2.21改正	11.0	9.0	
			頭首工	30			(15.5)	(4.5)	
		団体営	地下ダム	30			12.5	7.5	
			その他	30			(17.5)	(2.5)	
	国営造成施設管理体制整備促進事業 水利施設管理強化事業	操作体制整備型 一般型	85	水利施設管理強化事業等補助金交付要綱	R6.3.8改正	13.0	7.0		
						(10.0)	(5.0)		
	農地整備事業(経営体育成型)		75	土地改良法、県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H26.10.21改正	25	25.0		
	農地整備事業(畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型)		75	土地改良法	H26.10.21改正	(30)	(20)		
	農山漁村活性化対策整備事業(旧基盤整備促進)		80	沖縄農山漁村活性化対策整備事業交付要綱	R3.3.25改正	14.5	10.5		
	不発弾等事前調査事業		100	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	(16.5)	(8.5)		
	水質保全対策事業	県営	75	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	14.5	10.5		
						(16.5)	(8.5)		
	農業水利施設保全合理化事業 (管理省力化施設整備事業)	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	11.0	9.0		
						(13.5)	(11.5)		
	農村集落基盤再編・整備事業	集落基盤再編事業 中山間地域総合整備事業	70	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	20.0	0.0		
						0.0	20.0		
	通作条件整備事業	一般 過疎	85	土地改良法、県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H26.10.21改正	8.0	22.0	工種「ほ場整備・農用地開発・農用地の改良または保全」の補助率は別途	
						(10.5)	(19.5)		
	農業集落排水事業		75	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	7.0	19.0		
	農村整備事業	農業集落排水施設整備事業 農道・集落道整備事業	85	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	(9.5)	(15.5)		
	農地環境整備事業		75	土地改良法、県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H26.10.21改正	7.5	7.5		
	県営ため池等整備事業		80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	(10.0)	(5.0)		
	ため池等整備事業 (土砂崩壊防止工事)	県営(土砂崩壊防止工事) 団体営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	12.5	12.5	工種「ほ場整備・畑かん」の補助率は別途	
(15.0)						(10.0)			
農地保全整備事業	県営	80	土地改良法、県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則	H26.10.21改正	11.0	9.0			
地すべり対策事業	団体営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	8.0	12.0			
海岸保全施設整備事業		90	-	-	40.0	0.0			
土地改良施設突発事故復旧事業	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	13.0	7.0			
災害復旧事業(農地)	団体営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	9.0	11.0			
災害復旧事業(農業用施設)		80	農地等災害復旧事業補助金交付要綱	R4.12.5改定	-	-			
農業基盤整備促進事業	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	12.5	7.5			
					(17.5)	(2.5)			
	団体営	土地改良法に基づく事業	県営	13.0	7.0	6.0	14.0		
						(11.0)	(9.0)		
農地耕作条件改善事業	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	13.0	7.0			
					(17.5)	(2.5)			
	団体営	土地改良法に基づく事業	県営	6.5	13.5	12.5	7.5		
						(11.5)	(8.5)		
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	機能保全計画の策定	50	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	20.0	30.0			
					6.0	14.0			
基幹水利施設ストックマネジメント事業	機能保全計画の策定	50	-		11.0	9.0			
					11.0	9.0			
農業水路等長寿命化・防災減災事業	(1)長寿命化対策 水利施設整備 (2)防災減災対策 農業用排水施設整備 (2)機能発揮対策 Ⅰ.調査計画等 Ⅱ.体制整備 Ⅲ.ハザードマップ作成	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	12.5	7.5			
					県営	6.0		14.0	
					団体営	11.0		9.0	
畑作等促進整備事業	県営	80	土地改良事業等補助金交付要綱	R6.4.1改正	8.0	12.0			
					(13.0)	(7.0)			
	団体営	土地改良法に基づく事業	県営	11.0	9.0	12.5	7.5		
						(17.5)	(2.5)		
農山漁村活性化対策整備事業 (旧新山村事業)	80	土地改良法に基づく事業	11.5	8.5	12.5	7.5			
					(17.5)	(2.5)			
村づくり計画課	中山間地域等直接支払事業	50	沖縄県中山間地域等直接支払事業補助金等交付要綱	R4.8.24改正	25.0	25.0			
					6.0	14.0			
	多面的機能支払交付金事業	50	沖縄県多面的機能支払交付金事業補助金交付要綱	R4.10.12改正	25.0	25.0	25.0		
						25.0	25.0		
	荒廃農地利用加速化事業	0	荒廃農地利用加速化事業補助金交付要綱	R5.5.16制定	1/2	1/2			
	最適土地利用対策モデル支援事業	80	沖縄県農山漁村振興交付金事業補助金交付要綱	R6.3.29改正	0.0	20.0			
	中山間地域所得確保推進事業	定額	沖縄県中山間地域所得確保対策交付金要綱	R3.8.25制定	0.0	0.0	1地区あたり500万円以内		
	情報通信環境整備対策事業	団体営	定額	沖縄県農山漁村振興交付金事業補助金交付要綱	R6.3.29改正	0.0	0		

県費補助上乗せの基本的考え方

- 1) 団体営基盤整備事業等は原則として、国庫補助率の半分を上乗せ補助率とする。農村整備事業の国庫補助率等は原則として県と地元が2:3の割合とする。
- 2) 県の離島振興施策に対応して、該当事業について離島加算する。
- 3) 赤土等流出防止対策の一環として、該当事業について事業種別に加算する。

2) 事業採択基準及び補助率（令和6年4月現在）

※ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採択基準
			国	県	地元	
■ 国営かんがい排水事業		農業用排水施設の新設・廃止又は変更	ダム			【事業主体：国】 《受益面積》 1,000ha以上（ダムの新設・変更は500ha以上） 《末端支配面積》 200ha以上（畑地は50ha以上）
			95	5	0	
			その他			
			90	5 (20/3)	5 (10/3)	
			その他(R5~)			
			90	7 (8)	3 (2)	
■ 水利施設整備事業						更新事業の補助率は別途
(1) 基幹水利施設整備型	①農業用排水施設整備事業		80	11 (15.5)	9 (4.5)	【事業主体：県】 《受益面積》 水田100ha以上（畑地は50ha以上） 《末端支配面積》 5ha以上（畑地は制限なし）
(2) 水利区域内農地集積促進型 (採択は、「平成27年度新規」まで)	①農業用排水施設整備事業 ②暗渠排水事業 ③客土事業 ④区画整理事業		80	13 (17.5)	7 (2.5)	【事業主体：県】 ・基幹の農業用排水施設を国営、国営かんがい排水事業で実施中であること。 ・受益面積の合計が20ha以上であること。 ・事業区域において、事業完了時まで担い手への農地の面積又は利用集積が一定以上増加すること。
(3) 簡易整備型	①用排水施設整備 ②農業用排水施設整備事業		80	12.5 (17.5)	7.5 (2.5)	【事業主体：県】 ・事業費が200万円以上 ・受益者が農業者2者以上 ・受益面積が5ha以上
■ 水利区域内集積促進事業 (採択は「平成27年度新規」まで)	[高度土地利用調整事業] (1) 指導事業 1. 指導、普及啓発活動 (2) 調査・調整事業 1. 関係農家の意向調査 2. 土地利用調整活動 3. 農用地流用化についての関係機関との調整活動 4. 農業機械の利用再編に関する活動 5. 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 6. その他農地流動化に関する調査・調整活動 [中心経営体集積促進事業]		50	50	50	【対象事業】 水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型） (1) 農用地利用集積促進用排水施設整備計画に定める目標年度までに中心経営体が1以上育成されることが確実と見込まれること。 (2) 生産基盤整備事業の完了時において、担い手の農地集約化率が一定以上増加すること。 【事業費限度額等】[高度土地利用調整事業] 《受益面積》 60ha未満 150万円 60ha以上200ha未満 200万円 200ha以上 400万円
		50				
■ 基幹水利施設管理事業	農業農村整備事業で造成された大規模で公共性の高い基幹水利施設（ダム・頭首工・揚水機場等）について、農業及び社会情勢の変化に対応した管理を行い、その効用を適切に発揮させる。	県営(治水協定地上ダム)	1/3	2/3	0	①非農地率が10%以上 ②農林水産大臣により管理委託されたもの。 ③一施設ごとの受益面積1,000ha以上（畑地は300ha以上） ④下記に定める施設の規模等に係る条件に該当すること。 [ダム] 設計洪水量が300m ³ /s以上又は貯水量が2,500千m ³ 以上 [頭首工] 設計洪水量が300m ³ /s以上、かつゲートが1門以上、かつ最大取水量が1.0m ³ /s以上 [揚水機場] 最大取水量が1.0m ³ /s以上
		県営(頭首工)	30	70	0	
		団体営(地下ダム)	30	50	20	
		団体営(地下ダム以外)	30	30	40	
■ 国営造成施設管理体制整備促進事業	[操作体制整備型] 国営土地改良事業完了前2年間に、国営造成施設の運転・操作等の業務を予定管理者に委託し、国の指導のもとに運転・操作等業務に関する技術を習得するとともに操作体制の整備を図る。		85	7.5 (10)	7.5 (5)	【事業主体：市町村又は土地改良区等】 ①事業主体が予定管理者であること。 ②水管理施設が整備されていること。 ③受益面積が1,000ha(畑地は300ha)以上
■ 水利施設管理強化事業	[一般型] 農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となって地域と連携して、土地改良区等の管理体制の整備を図る。		50	25 (30)	25 (20)	【事業主体：県及び市町村】 ①多面的機能の発揮に対応した費用 ③整備補修に要する費用
			50	25 (30)	25 (20)	

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採 択 基 準
			国	県	地元	
■ 農地整備事業(経営体育成型)						
(1) 農業生産基盤整備事業		①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	【事業主体:県】 (1)の①~⑤のうち2以上(④、⑤は単独でも可)の事業を実施 《受益面積》 20ha以上 《その他》 基盤整備関連経営体育成等促進計画(促進計画):市町村が策定
(2) 農業生産基盤整備附帯事業		①土壌改良事業 ②高付加価値農業施設移転等事業 ③交換分合				【農用地利用集積促進土地改良整備計画】 集積促進整備計画:県が策定 【高度化支援事業を実施する場合には】 農業経営高度化計画(高度化計画):県が策定
(3) 営農環境整備事業		①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設 ⑨農作業準備休憩施設 ⑩地域資源利活用基盤				【経営体(担い手)育成要件】 ①担い手への農地利用集積 事業完了時に担い手の経営面積シェアを一定要件以上増加させること。 ②担い手農業者等の育成 完了時に次の内いずれかを満たすこと。 ・認定農業者の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上となること。 ・認定農業者数が30%以上増加すること。
(4) 特認事業		地方農政局長等が特に認める事業				
■ 農地整備事業(畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型)						
(1) 農業生産基盤整備事業		①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③客土事業 ④暗渠排水事業 ⑤区画整理事業 ⑥除礫 ⑦農用地造成 ⑧農地保全	75	14.5 (16.5)	10.5 (8.5)	【事業主体:県】 [担い手育成型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤のいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が10ha以上。 ・活性化計画等において、担い手の経営する農用地の利用集積が一定要件以上図られること。 《その他》 ・農業農村活性化計画(活性化計画):市町村が策定 ・畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画(集積促進整備計画):県が策定
(2) 農業生産基盤整備附帯事業		①土壌改良事業 ②交換分合				[担い手支援型] ・農業生産基盤整備事業の①、②、⑤のいずれかを基幹とし、それらの受益面積の合計が20ha以上。 ・担い手農家数割合または担い手経営面積割合が10%以上 ・受益農家のうち3戸以上が担い手であること。 (但し、生産法人等の場合は除く。)
(3) 営農環境整備事業		①農業集落道整備事業 ②農業集落排水施設整備事業 ③農業集落防災安全施設整備事業 ④農業集落環境管理施設整備事業 ⑤用地整備事業 ⑥環境整備事業 ⑦生態系保全空間整備事業 ⑧営農用水施設整備事業 ⑨農作業準備休憩施設整備事業 ⑩地域資源利活用基盤整備事業				《その他》 ・畑地帯農用地利用高度化促進土地改良整備計画(高度化整備計画):県が策定 ・畑地帯営農促進基本計画(基本計画):市町村が策定
■ 農業経営高度化支援事業						
		[高度土地利用調整事業] (1) 指導事業 1. 指導、普及啓発活動 (2) 調査・調整事業 1. 関係農家の意向調査 2. 土地利用調整活動 3. 農用地流用化についての関係機関との調整活動 4. 農業機械の利用再編に関する活動 5. 普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 6. その他農地流動化に関する調査・調整活動	H22以降は以下のとおり 農地整備事業 (経営体育成型) 75 25 農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 75 25 水利施設整備事業 (H30以降採択から) 80 20			【対象事業】 ・経営体育成基盤整備事業 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ・水利施設整備事業(水利区域内農地集積促進型) 対象事業完了時における経営等農用地の面積が当該市町村の担い手農家基準面積を超えることが確実に見込まれること。 【事業費限度額等】 《受益面積》 60ha未満 150万円 60ha以上200ha未満 200万円 200ha以上 400万円

※ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項の規定に基づき指定された離島をいう。

事業名	区分	事業種類	補助率・負担率 ()は離島※			採択基準
			国	県	地元	
		[中心経営体集積促進事業]	H22以降は以下のとおり 農地整備事業 (経営体育成型) 75 25 農地整備事業 (畑地帯担い手育成型) 75 25 水利施設整備事業 (H30以降採択から) 80 20			【事業費限度額等】 対象事業(ハード事業)の総事業費に中心経営体集積向上率毎の助成割合(3.5~6.5%)を乗じた額
■ 経営体育成促進事業		[担い手育成農地集積事業] 対象となるハード事業の農家負担分の無利子資金を融資。 (但し、対象年度事業費の10%以内。農家負担金が対象事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、当該負担金の6分の5以内)	-	-	-	【実施対象地区】 次に掲げる事項のすべてに該当する地区を対象に実施する。 ①以下の事業又は施策のいずれかを実施していること。 ・経営体育成基盤整備事業 ・畑地帯総合整備事業(担い手育成型) ②対象事業実施地区の全部又は一部を含む市町村について、農業経営基盤強化促進基本構想が定められているか、又は定められていることが見込まれること。 ③対象事業実施地区において、別に農村振興局長が定める促進計画が定められており、かつ、当該促進計画等が事業の実施要件の基準に適合するものであること。
■ 農山漁村活性化対策整備事業(旧基盤整備促進事業該当メニュー)						
1 生産基盤及び施設の整備 <small>要件類別 (交付要綱別表)</small>						
(1) 基盤整備	6	1) 農業用排水施設 2) 農業用道路 3) 暗きょ排水 4) 客土 5) 区画整理 6) 農地造成 7) 農用地保全 7) 8) 土地改良施設保全 9) 農業集落道 9) 12) 地形図作成 10) 13) 農用地等集団化	80	11 (15.5)	9 (4.5)	【事業主体:市町村・土地改良区等】 ・農山漁村活性化対策整備事業活性化計画の策定 ・1)~7)のいずれか、又はこれらのうち2以上を併せ行う事業で、受益面積の合計が5ha以上 ・担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること ・上記と合わせて7)、8)、10)、13)、14)、19)、36)を行うもの ・12)は「5)区画整理」に着手することが確実なもの ・13)は換地等に着手することが確実なもの
(2) 生産機械施設	7	17) 営農飲雑用水施設				
2 生活環境施設の整備						
(1) 防災安全施設	7	29) 防災安全施設				
■ 不発弾等事前探査事業		不発弾等の埋没の有無を確認するための磁気探査、その他の探査により事前探査を行う。	100	0	0	農業農村整備事業の実施地区のうち、不発弾等が埋没していると予想され、かつ爆発の恐れがある地区であること。
■ 水質保全対策事業		[耕土流出防止型] 農用地及びその周辺の土地の土壌の流出を防止し、農村地域の環境保全に資することを目的として行う、次に掲げる事業 ①農用地又はその後背地からの流水を排水施設等に導く承水路・排水施設及び沈砂施設等の整備 ②農用地又はその周辺の土地の土壌の流出を防止するための法面保護、植生、勾配抑制、土層改良、暗渠排水等の土砂流出防止対策のための工事 ③既存の土砂流出防止施設の土砂捕捉能力及び維持管理作業の作業性、安全性等を向上するための軽微な変更 ④水質保全に係る営農対策に要する資材支援、管理体制整備に係る活動支援、新たな耕土流出防止技術開発への支援であって、次のア及びイを満たすもの。 ア. 上記の①から③までのいずれかと併せて行うもの。 イ. 上記の①から③までの費用の合計の5%以内とする	(H22迄) 75 25 0 (H23新規) 75 15 10 (H24新規から) 75 12.5 12.5 (15.0) (10.0) (R5新規から) 県営 75 16 9 (18.5) (6.5) 団体営 75 11 14 (13.5) (11.5)			国頭マージ、島尻マージまたはジャーガル等に覆われた地帯であること。 県営:対象農用地が20ha以上 団体営:対象農用地が10ha以上

I 沖縄県の概要

II 沖縄県の農業の概要

III 農業農村整備事業等の概要

IV 管内図(事業地区位置図)

V 農業農村整備事業等の執行体制